

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会

2 開催日時

令和4年12月22日（木）14時00分から15時30分まで

3 開催場所

丹波篠山市民センター 1階 多目的ルーム2・3

4 会議に出席した者の氏名

- (1) 委 員 川端登会長、森田忠副会長、黒田龍二委員、三輪康一委員、清水夏樹委員、
丹後正昭委員、本荘賀寿美委員、関口智佳子委員
オブザーバー 観光交流部商工観光課 課長 酒井誠
まちづくり部地域計画課 課長 山下哲也
- (2) 執行機関 教育委員会事務局文化財課 課長 村上、係長 植木、山本（記録）

委員10名中8名出席、2名欠席

丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第9条第3項の規定に基づき、
委員の過半数の出席により、審議会成立

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

全て公開

7 非公開の理由

該当なし

8 会議資料の名称

令和4年度 第2回丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会資料

9 審議の概要

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付
任期途中に交代した委員について委嘱状を交付
- (3) あいさつ
川端会長あいさつ
丹後教育長あいさつ

(4) 報告事項

1) 第1号 令和4年度伝統的建造物群保存地区保存修理事業の実施状況について

(事務局) 資料により事務局説明

(A 委員) 福住伝建地区の藤井家の建物現況について、梁は虫害による劣化、土台部に腐朽劣化が見られるとさらっと書いてあるが大被害ではないのか。健全な部材の残存状況はどのくらいか。部材は何割程度取替えが必要となるのか。

(事務局) 梁についてはかなりの被害が出ており、当初は取り替えずに内側にサポートを付けて補強する方向で考えていたが、屋根の葺き替えを行うことから葺き替えと同時に梁を丸々1本取り替える方向で考えている。

(A 委員) 何本かある中の1本について取替えが必要ということか。

(事務局) 1本のみ取り替える。他のものには被害は出ていない。

(A 委員) 他の部材についてもきちんと確認をしておかないと10年後に同じようなことが発生するかもしれない。アリは死んでいて、現在、被害は進行していないのか。

(事務局) シロアリは死んでいて、現在被害は進行していない。

(A 委員) 梁は何本あるのか。

(事務局) 7本あるうちの1本に被害が発生している。

(会長) 篠山城下町地区でもシロアリの被害が発生している。これは、その1件だけで済むのか、隣近所は大丈夫なのかと思う。特に河原町は隣が密接しているので、このあたりがどうなのか気になる。

(A 委員) それはよく分からない。専門業者にきちんと調査して対応してもらう必要がある。出来るだけよく見て、周辺も調査してもらう方がよいのかと思う。

(会長) 黒田先生に専門業者によく調べてもらって、よく消毒してもらったらというお話をいただいたが、専門業者に依頼すると費用が高い。

(A 委員) 被害が出てしまったからでは高いと思うが、1件被害が出たら周辺も疑わしいので、その仕事の中で周辺の調査もできればいいなと思う。

(事務局) 修理事業と併せてシロアリの駆除や予防措置として湿気があがってこないような措置はなるべく行うようにしている。予防措置はなかなかできていない。

(A 委員) 予防ができればいいなと思う。兆候を早く捉えて対応することが必要である。

(会長) できるだけ早く兆候を捉えて、できるだけ早く対応することが重要であるということなのでその方向で努力いただけたらと思う。

2) 第2号 令和5年度伝統的建造物群保存地区保存修理事業の計画について

(事務局) 資料により説明

(A 委員) 福住地区の4番目の星野家ですが、屋根の修理というのは下屋の修理か。

(事務局) 図版資料87ページをご覧くださいと正面建具の上に下屋があるのですが、現在は下屋がないので復原的に下屋を修理する。

(A 委員) 復原的にできるのか。

(事務局) これから解体して痕跡を見つけながら探る。痕跡が見つからない場合は周

辺事例から類例によってデザインを決定しようと考えている。

- (A 委員) 外壁をどう戻すか。窓がいっぱいあるので痕跡があればよいのだが。柱は残っているのか。
- (事務局) まだ詳細調査ができていないので、修理を進めながら外観については検討していくことになる。
- (A 委員) 外観のみの修理で済まない。外壁の修理になると思う。外側だけで考えているのか。
- (事務局) 現在は外側だけで考えているが、修理の進行によっては内部の軸組の変更も入ってくる可能性はある。
- (A 委員) 結構難しいと思う。解体して分かればいいが、また、分かったところで元に戻せるかどうか。葺き材は瓦にするのか。
- (事務局) 今は金属板で葺いている。表側の下屋部分のみ瓦葺きで、他の部分については現状維持で考えている。
- (A 委員) 茅葺き鉄板はさわらないのか。
- (事務局) 現状維持とする。
- (A 委員) 下屋は注意深く修理を行っていただきたい。
- (事務局) 向かって左側の部分については増築分をそのままにして修景的な整備を行う。表については景観に合わせた復原を行う。二段構えで修理を行う。
- (A 委員) 注意深く修理されたい。
- (B 委員) 図版資料 43 ページの真ん中の写真だが、渋川家のネットフェンスは修景されないのか。また、塚本家は新しく化粧ブロックで塀を作っておられるが、周りの景観に合わせるようなことを考えておられるのか。
- (事務局) 渋川家については主屋の修理のみとなっており、ネットフェンスはこのままの状態である。このままの状況は望ましくないので、費用面のこともあるが周囲の景観に合わせていただくよう働きかける。
塚本家のブロック塀も同様に現状のままである。
- (B 委員) 伝建の助成事業で修景ができなければ景観の助成事業で修景することはできないのか。
- (事務局) 伝建地区内でも景観助成を活用することもある。新築案件は景観助成活用事例もあり、助成金を活用した修景について働きかけは行っている。
- (B 委員) 他のスキームからの助成金を活用するなどして持ち主に修景を促してはどうか。せつかく主屋がきれいになるのだから、外側も綺麗にする筋道を考えられてはどうか。
- (会長) せつかく建物が綺麗になるのだから通りから見える部分ももう少し何とかならないかということだが、われわれの保存会でもいつも話題になる。何か他の補助金を活用するとか、ボランティアで作業ができないかいろいろなことをいつも考えている。
塚本家の化粧ブロックの塀の話があったが、図版資料 57 ページの中間の写真と一番下段の写真の一番手前に移っている写真は塚本家のブロック塀ではない。塚本家の隣家の塀である。
- (B 委員) 写真に写っているのは空き地か。
- (事務局) 隣家の庭である。

- (B 委員) 資料に図面を入れていただいているが、配置図を追加いただけるとよく分かると思う。
- (会 長) これは本当に分かりにくい。塚本家は河原町通りの北側にあり、その東隣に同じ奥行で酒井家という建物があるのだが、酒井家が敷地の半分を解体撤去して駐車場にしている。それが図版資料 57 ページの真ん中の写真である。写真は酒井家の駐車場を挟んで庭を通して塚本家を望んだものである。

3) 第3号 保存地区内の現状変更の状況について

- (事務局) 資料により説明
- (会 長) 最近、新築案件あるいは現状変更の案件が増えてきている。一番心配なのはそうした案件の背後に外国資本の姿がちらほら見えることである。今後このような案件が増えてくるのではないかという気がする。京都、金沢でも非常に顕著に増えてきている。そのような案件にどこまで価値観と共有いただけるもの持ってもらえるか心配している。できるだけ早く、できるだけ多くの情報を入手できるよう取り組んでいる。それができないことには対応の仕方も分からない。何かよいご提案があればお伺いしたい。
- (A 委員) それがどういうことを引き起こしているのか分からない。
- (事務局) 篠山地区の新築8件のうち移住に伴う新築は2件のみでその他は別荘として利用されており、できれば住居としての活用が望ましいとが、別荘なので普段は空き家となっており、お付き合いもなく地域にとってはメリットがないのかと感じている。伝建制度で別荘を規制することはできず、対応方法について検討したいと考えている。
- (A 委員) 事業主が外国の方であれば意思疎通が難しい。環境の問題、言語の問題、ライフスタイルといったことを理解してもらわないと伝建地区内での生活は難しいと思う。
- (事務局) 京都橘大学の村上教授にその件についてご相談したことがある。京都の方も外国資本、ほとんどが中国のようだが、すごい勢いで古民家を投資として買い取りされているように聞く。ただ、現状のしくみではそれを止める手立てがないため、これから伝統的な建物を守る手立てを作らなければいけないという話をうかがった。篠山の場合でも、実際には日本の業者が間に入って交渉してくるので、こちらでは外資かどうかは全く分からない。今回報告した案件の中でも実際はどうかと思う案件がある。今後、注視していきたい。
- (A 委員) 世界遺産レベルのところであればその土地の価値を認めて入ってきて商売されたりするので、実態は変わってきても景観は守られる。日本の場合は石造ではなく木造で、外国人の方からすると立て直したいと思われのもやむを得ないと思うが、そこでどれだけ意思疎通できるかが問題なのだと考える。拒絶することはできないので、維持のマニュアルをどうするか考える必要がある。
- (会 長) 表立って具体的には出ていないが背後にちらほら感じる。河原町で1件、外国資本が絡んでいることが明らかなものがある。城下町というブランド、その佇まいからそれなりの価値を見出して入ってきているのではないかと

思う。そうであればある程度保存について理解してくれるのではないかと
思うが、新築案件となると、我々から建て方について理解を求めてもこの
程度まで和風にしている、瓦葺きにしている、あるいは白壁にしている
ということで逃げられてしまう。今までなかった様式の建物がいきなり出現
して町並みにそぐわない。住宅メーカーの新築案件では部材を量産されて
いることもあり、仕様に合わない、保証ができないと言われ、われわれが
思っている建物と全く違ったものが建ってしまう。

(A 委員) 日本の建物は外国に比べると常に修理が必要である。外国の方の価値観で
あれば当然こうすべきだというものがある。これから先を見据えて法整備
をきつくする必要があるのではないかと思う。日本の町が国際化していく
とともに少子高齢化で減っていくわけで、外国資本はいいところであれば
入ってくる。そういう手立てを数年かけて、開発の在り方といったものを
作った方がいいのかと思う。

(会 長) 黒田先生がおっしゃったように法、ルールを現状に合ったものに変えてい
く、あるいは伝建の許可基準そのものをもう少しブラッシュアップして、
われわれが直面している問題に対して有効なものに変更する必要がある。
ガイドラインも同様であるということで保存会の中でも話し合いを重ねて
いるが一気に進めることができない、行政もハードルが高いということで
進んでいない現状がある。

(A 委員) 国の重伝建なので国が何かを考えるべきで、全般的な問題であれば国とし
て検討していく必要がある。時間のかかる問題で、本当に大変なことが起
こってきたなということでは遅いので、今その傾向があるのならその問題
を大きくしない方法を考える必要がある。

4) 第4号 第45回全国伝統的建造物群保存地区協議会総会・研修会丹波篠山市大会の開催に ついて

(事務局) 資料により説明

(会 長) この件は本来であれば2年前に開催されていたもの。疫病のために延期に
なっている。来年の5月22日から大会が開催されるということで、すでに
半年を切ってきている。通常であれば半年前には準備は整っている状況で
あるが、本当に開催できるのかという疑心暗鬼の中で、ようやく本当の開
催準備に入ったのが半年前の時点であった。今、猛スピードで開催に向け
て官民ともども頑張っているところである。何としても丹波篠山市大会を
成功させたいという思いで皆さん頑張っておられることと思う。

10 閉会

森田副会長あいさつ

以上